

## 鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県医療提供体制施設整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために県が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養给力の充実等を図ることを目的として交付する。

### (事業計画の策定)

第3条 補助事業者は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、補助金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事が別に指定する日までに、県に提出するものとする。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次に定める者に予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) 別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（ただし、第3項に掲げる経費を除くものとする。以下「間接補助対象経費」という。）と同表の第4欄に掲げる基準額を比較していずれか低い額に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第6欄に掲げる者

2 本補助金の額は、次に定めるところによる。

(1) 補助事業にあつては、別表1の第3欄に掲げる経費（ただし、次項に定める経費を除く。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとし、同表の第4欄に定めるところにより算定された額を限度とする。）に同表の第5欄に定める補助率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

(2) 間接補助事業にあつては、間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除くものとし、別表2の第4欄に定めるところにより算定された額を限度とする。）の同表の第7欄に定める率を乗じて得

た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

3 次に掲げる費用については、本補助金の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として相当と認められない費用

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者（同条例第2条第1項に定める事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

（流用の禁止）

第5条 別表1及び別表2の第1欄に掲げるそれぞれの事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、知事が別に定める。
- 3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書を添付しなければならない。ただし、事業計画に添付して提出した場合で、変更がない場合はこの限りでない。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。
- 3 知事は、第6条第4項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第8条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則

の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）並びに建物の設置場所の変更（ただし、設置予定敷地内における設置場所での変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

（2）間接補助金の減額

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中、「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（間接的な変更等の承認）

第10条 補助事業者は、規則第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）並びに建物の設置場所の変更（ただし、設置予定敷地内における設置場所での変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

（2）間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第11条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（遂行状況報告）

第12条 本補助金の事業遂行状況報告については、様式第2号により毎年度12月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。ただし、報告までに事業が完了している場合は

除く。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号または第2号の場合にあっては、補助事業又は間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、知事が別に定める。

3 規則第17条の報告書には、前項に定めるもののほか、次のものを添付しなければならない。

(1) 完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真

(2) 契約書の写し

(3) 完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）

(4) 工事設計図及び工事仕訳書

(5) 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し

4 規則第17条第3項の報告書は、様式第3号によるものとする。

5 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

6 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

また、確定した仕入控除税額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第14条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円（市町村以外の者が取得等をした財産にあっては30万円）以上の機械器具とする。

3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第7条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第16条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。

(収益納付)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、自ら又は間接補助事業者に収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑 則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年11月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成19年6月21日までに受付決定を受けた補助金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年9月5日までに交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。